

この用紙に記入（回答）の上、返信用封筒（切手不要）にて提出してください。



青森県 低濃度PCB含有電気機器に関する調査票

調査に当たっての注意事項

- ・この調査は、低濃度PCB含有電気機器の設置・保管・使用等の実態把握を目的として、青森県が実施しているものです。
- ・使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。
- ・調査に当たっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。
- ・銘板記載内容を転記するなど、既に作成された書類等により確認できる範囲で調査してください。
- ・調査票の記入に当たっては、同封のリーフレットを参考にしてください。

調査に関するお問い合わせ窓口

青森県調査 業務受託事業者 株式会社サンブラツソ・エイティーブイ

TEL 017-762-7010（令和5年11月27日までの平日9:00~17:00）

記入者情報について

（ここから下と裏面が回答欄です。）

- ・記入内容について確認させていただくことがありますので、必ず連絡先（記入者氏名、電話番号）を記入してください。
- ・電気主任技術者等に相談した場合は、下段も記入してください。

記入年月日	令和5年	月	日
記入者氏名		電話番号	- -
調査対象事業所情報	調査ID	(あらかじめ記入した状態で送付)	
	対象者名	(あらかじめ記入した状態で送付)	
	事業所名	(あらかじめ記入した状態で送付)	
	事業所住所	(あらかじめ記入した状態で送付)	
相談した電気主任技術者	業者名		
	住所		
	担当者氏名		
	電話番号		

問1. 使用中または使用を終えて保管している変圧器やコンデンサーなどの電気機器（自家用電気工作物）が事業所にありますか。
 (□のどちらかに✓を記入してください。)

はい【問2にお進みください】

いいえ【調査終了です】

●下の写真に示す電気機器が自家用電気工作物の代表的なものです。

変圧器



コンデンサー



開閉器



遮断器



など

問2. 事業所にある電気機器の製造年は、次の①と②のどちらか、又は両方に該当しますか。(□のどちらかに✓を付けてください。)

①変圧器等 : 平成5年(1993年)以前 ※富士電機製のものは平成6年以前

②コンデンサー等 : 平成2年(1990年)以前 ※ニチコン製のものは平成16年3月以前

はい (又は不明)【問3にお進みください】

いいえ【調査終了です】

●計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器及び中性点抵抗器は「変圧器等」、避雷器は「コンデンサー等」としてください。

●製造年やメーカーは、電気機器についている銘板から確認できます。

問3. 問2に該当する全ての電気機器を下表に記載してください。

<使用中の電気機器>

電気機器の種類	メーカー名	製造年	型式	PCB含有の判定
				含有・不含有・不明
				含有・不含有・不明
				含有・不含有・不明
				含有・不含有・不明
				含有・不含有・不明

<使用を終えて保管中の電気機器>

電気機器の種類	メーカー名	製造年	型式	PCB含有の判定
				含有・不含有・不明
				含有・不含有・不明
				含有・不含有・不明
				含有・不含有・不明
				含有・不含有・不明

●欄が不足する場合、お手数ですが、任意用紙(本調査票のコピー等)を追加してください。

●PCB含有の判定は、メーカーへの問合せや絶縁油中のPCB濃度の分析で確認できます。
 なお、分析の場合、PCB濃度が0.5mg/kgを超えるものは「含有」、0.5mg/kg以下のものは「不含有」となります。

同封の返信用封筒(切手不要)に入れて令和5年11月27日までに投函してください

記入例

記入（回答）の上、返信用封筒（切手不要）にて提出してください。

青森県 低濃度PCB含有電気機器に関する調査票

<表面>

調査に当たっての注意事項

- この調査は、低濃度PCB含有電気機器の設置・保管・使用等の実態把握を目的として、青森県が実施しているものです。
- 使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。
- 調査に当たっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。
- 銘板記載内容を転記するなど、既に作成された書類等により確認できる範囲で調査してください。
- 調査票の記入に当たっては、同封のリーフレットを参考にしてください。

調査に関するお問い合わせ窓口

青森県調査 業務受託事業者 株式会社サンブラッソ・エイティーブイ
TEL 017-762-7010（令和5年11月27日までの平日9:00~17:00）

記入者情報について（ここから下と裏面が回答欄です。）

- 記入内容について確認させていただくことがありますので、必ず連絡先（記入者氏名、電話番号）を記入してください。
- 電気主任技術者等に相談した場合は、下段も記入してください。

記入年月日	令和 5年 11月 15日		
記入者氏名	青森 太郎	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
調査対象事業所情報	調査ID	A-〇〇〇〇〇〇〇 （※あらかじめ記入されています）	
	対象者名	株式会社◎◎◎◎ （※あらかじめ記入されています）	
	事業所名	●●支店 （※あらかじめ記入されています）	
	事業所住所	〇〇市●●町1-1-1（※あらかじめ記入されています）	
相談した電気主任技術者	業者名	〇〇電気	
	住所	〇〇市△△町2-2-2	
	担当者氏名	□□ □□	
	電話番号	017-〇〇〇-〇〇〇〇	

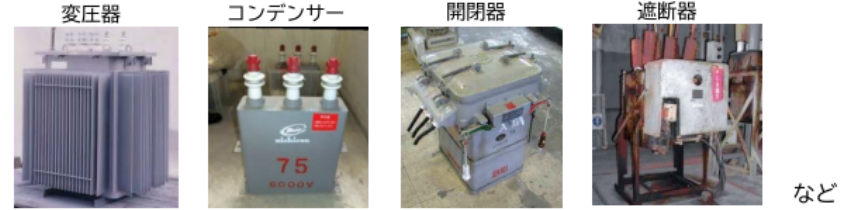
<裏面>

問1. 使用中または使用を終えて保管している変圧器やコンデンサーなどの電気機器（自家用電気工作物）が事業所にありますか。（□のどちらかに✓を記入してください。）

はい【問2にお進みください】

いいえ【調査終了です】

●下の写真に示す電気機器が自家用電気工作物の代表的なものです。



問2. 事業所にある電気機器の製造年は、次の①と②のどちらか、又は両方に該当しますか。（□のどちらかに✓を付けてください。）

- ①変圧器等 : 平成5年(1993年)以前 ※富士電機製のものは平成6年以前
②コンデンサー等 : 平成2年(1990年)以前 ※ニチコン製のものは平成16年3月以前

はい（又は不明）【問3にお進みください】

いいえ【調査終了です】

- 計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器及び中性点抵抗器は「変圧器等」、避雷器は「コンデンサー等」としてください。
- 製造年やメーカーは、電気機器についている銘板から確認できます。

問3. 問2に該当する全ての電気機器を下表に記載してください。

<使用中の電気機器>

電気機器の種類	メーカー名	製造年	型式	PCB含有の判定
変圧器	日立製作所	1983	SOB-YDC	含有・ <u>不含有</u> ・不明
コンデンサー	指月電機製作所	1979	SH	含有・不含有・ <u>不明</u>
コンデンサー	ニチコン	2001	OF	含有・不含有・ <u>不明</u>
				含有・不含有・不明
				含有・不含有・不明

<使用を終えて保管中の電気機器>

電気機器の種類	メーカー名	製造年	型式	PCB含有の判定
変圧器	富士電機製造	不明	不明	<u>含有</u> ・不含有・不明
コンデンサー	ニチコン	2003年	MP	含有・不含有・ <u>不明</u>
				含有・不含有・不明
				含有・不含有・不明

- 欄が不足する場合、お手数ですが、任意用紙（本調査票のコピー等）を追加してください。
- PCB含有の判定は、メーカーへの問合せや絶縁油中のPCB濃度の分析で確認できます。なお、分析の場合、PCB濃度が0.5mg/kgを超えるものは「含有」、0.5mg/kg以下のものは「不含有」となります。

同封の返信用封筒（切手不要）に入れて令和5年11月27日までに投函してください